

## 第1回 Jークレジット制度森林吸収小委員会 議事概要

Jークレジット制度森林吸収小委員会事務局

日 時：平成25年10月31日（木）10：00－11：50

場 所：農林水産省 第3特別会議室

委 員：丸山委員長、今野委員、龍原委員、仲尾委員、山岸委員

事務局：

環境省           ：三好室長補佐、金本係員

経済産業省       ：森川課長補佐

農林水産省       ：松下課長補佐、川上係長

林野庁            ：嶋田課長補佐、尾野係員

### 1. はじめに

- ・丸山委員を委員長に選任することが承認された。
- ・森林吸収小委員会の設置について事務局より説明した。

### 2. 方法論等の改定案について

- ・適用条件や、プロジェクト実施後吸収量の算定等の改定案について事務局より説明した。審議の結果、「FO-001 方法論 1. 適用条件 条件3」に係る改定については継続検討とし、その他については必要な整理を行った上で事務局案に沿って改定することを確認した。

### 3. パブリックコメントの実施について

- ・パブリックコメントの実施について事務局より説明。審議の結果、必要な整理を行った上で事務局案に沿ってパブリックコメントを実施することを確認した。

### 4. その他

- ・今後のスケジュールについて事務局より説明した。

## 5. 委員の発言及び質疑

<方法論等の改定案について>

### ●「F O - 0 0 1 方法論 1. 適用条件 条件3」関係

(仲尾委員)

- ・(案1-2)では、プロジェクト開始後数年経ってから主伐が実施され排出量が増大する場合に、意図的に主伐実施前にクレジット期間を終了させることを防止できるのか疑問。

(事務局(林野庁))

- ・前提として、当該方法論の適用には、森林法に基づく森林施業計画または森林経営計画の認定を受けていなければならない。この認定は資源の保続が要件であるため、森林経営計画等の中では排出過多とはならないが、本制度の現行規定ではご指摘のような可能性も排除できない。

(龍原委員)

- ・プロジェクト期間内で、クレジット認証後に主伐があり、(累計の)吸収量が減じた場合に、(クレジットを)返さなければいけない等の規定はあるのか。

(事務局(環境省))

- ・「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に、プロジェクト期間中の吸収量の累計がクレジット既発行量に比して負である場合の補填義務が規定されているところ。J-V E Rにも同様の規定があったものの、適用実績はなし。

(仲尾委員)

- ・補填義務を避けるために、恣意的にクレジット期間を短くすることもあり得るのではないか。

(山岸委員)

- ・クレジットの認証期間内であれば(案1-1)で対応可能と考えるが、プロジェクトの期間と主伐時期との関係について、プロジェクト期間前後の確認も必要。認証期間後については、制度管理者が明らかにイレギュラーな主伐がないか等の確認をし、必要に応じて補填を求めべき。また、認証期間前については制度開始後から認証期間前の間に明らかに意図的な主伐がなかったことを審査機関が確認するようにすべき。

(今野委員)

- ・(案1-1)の「一時的にマイナスとなる場合には、クレジットの認証時期を当該マイナス時期以降のみとする旨の記述を追加」としている規定を「森林経営計画において主伐が計画されている場合は、主伐による排出量を含めた認証をすべきである」というような記述にすれば、意図的な主伐の排除を阻止することが可能。

(案1-1)をベースに各委員からの意見を踏まえた修正案を再度検討すべき。

(龍原委員)

- ・運営委員会にて議論すべき内容であるので、(案1-2)とすべき。

(仲尾委員)

- ・審査機関がクレジット期間前後も確認することとすれば、意図的な主伐の問題をクリアすることは可能。

(小林上級オブザーバー)

- ・運営委員会に委ねるのもよいが、次の小委員会で議論してはどうか。クレジット期間の前後の状況の確認は重要。

(丸山委員長)

- ・(案1-2)でパブコメにかけた上で、次の小委員会で改めて議論し、小委員会から出た意見を運営委員会にあげたい。

●「FO-001方法論 3. プロジェクト実施後吸収量の算定」「同方法論4. プロジェクト実施後排出量の算定」関係

(山岸委員)

- ・保育の効果は確信できないが、追加するのであれば、活動が実際に行われていることを確認するべき。
- ・エネルギー分野の活動との公平性の観点から、保育の効果について、将来的にいずれかの段階でレビューが必要。

(龍原委員)

- ・下刈・除伐をしなければ不成績造林地となることから、保育の効果は大。京都議定書のルールとも整合しているので、(案2)に賛成。
- ・保育作業はどのようにして確認するのか。

(事務局 (林野庁))

- ・J-VERでは、保育については履歴確認の困難性から対象にしなかったが、その後、森林簿に施業履歴を記載することになっているなど、把握できる体制が整ったことから、京都議定書のルールとの整合も鑑み、保育の追加を提案するもの。
- ・確認する方法としては、森林簿の施業履歴や公的な補助事業の証拠書類が使用可能。

(仲尾委員)

- ・インベントリと整合が取れている保育作業を加えても良いと思料。また、保育、巡視の記録については、審査機関に確実に確認させるため、方法論の注意書きではなく、モニタリング項目とすべき。

(事務局 (林野庁))

- ・指摘を踏まえて検討。

(今野委員)

- ・保育を対象とすべき。食害防止対策はインベントリでも対象となっているのか。

(事務局 (林野庁))

- ・対象となっている。保育は下刈・除伐が主であり、他にも様々な作業があるが、食害対策はシカ被害等の拡大がある現状では特に重要。

●「モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）2.7 吸収量が認証される期間」関係  
（事務局（林野庁））

- ・本方法論は年度単位で使用する収穫予想表をもとに算定する方法。また、個々の林分について日単位の施業管理は実態上困難であり、かえって信頼性が損なわれる可能性。

（山岸委員）

- ・基本的に年度ごとの計算で構わないと思うが、例えば3月下旬から実施される活動が、年度の初めから実施されたかのように扱われることは防ぐべき。

（事務局（林野庁））

- ・事前の林況の把握等を経て実際の作業を行うことが適切な施業になるので、年度で考えるのが妥当。

（山岸委員）

- ・長い期間の準備があつての作業であるため、簡単に年度末から開始できるわけではないという趣旨と理解。

（丸山委員長）

- ・造林学が専門の立場から付け加えると、施業計画は年度単位で出すものなので、プロジェクトのために恣意的に年度末に施業を実施するという事は、現実的にはないと思料。

●表記の整理・明確化と利便性向上

（山岸委員）

- ・モニタリング項目の面積について、既存のモニタリング結果の使用を可とするとのことであるが、これは、プロジェクトが実施された後に実測されたデータという意味か。

（丸山委員長）

- ・過去に何らかの実測が実施されていればよいという意味。

（龍原委員）

- ・関連して、「この情報に記載されている面積を実測面積とすることができる」等表現を適正化すべき。

（事務局（林野庁））

- ・単に木が成長しただけで面積が変わらないなら、既存の実測データを使用してよいが、実測値と異なる林況になれば、改めて何らかの方法で実測が必要。表記については修正を検討。

●全般

（小林上級オブザーバー）

- ・伐採については駆け込みをどう防ぐかということが重要。また、保育、巡視については活動をどうやって確認するかが重要であるが、仲尾委員の発言のように、活動記録をモニタリング項目として追加するというの是一案。

以上

文責：事務局